

9 新条例附則第五条第一項及び第二項の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、旧条例附則第五条第一項に規定する免税対象飼育牛に係る所得に係る平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

10 県民税の所得割の納税義務者が、平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に支払を受けるべき新条例附則第七条第一項に規定する上場株式等の配当等を有する場合には、当該上場株式等の配当等に係る配当所得については、同項前段の規定により、上場株式等に係る課税配当所得の金額(同項前段に規定する上場株式等に係る課税配当所得の金額をいう。以下この項において同じ。)に対して課する県民税の所得割の額は、同条第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する額とする。

一 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額の百分の一・二に相当する金額

二 上場株式等に係る課税配当所得の金額が百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

(一) 一万二千円

(二) 当該上場株式等に係る課税配当所得の金額から百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

11 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第七条第三項の規定の適用については、同項第一号中「附則第七条第一項」とあるのは、「附則第七条第一項(秋田県県税条例の一部を改正する条例(平成二十年秋田県条例第三十六号) 附則第十項の規定により適用される場合を含む。以下同じ。)」とする。

12 新条例附則第十二条の二の六第一項又は第四項の規定の適用がある場合における第十項の規定の適用については、同項中「同項前段の規定により」とあるのは、「新条例附則第十二条の二の六第三項又は第六項の規定により読み替えられた新条例附則第七条第一項前段の規定により」とする。

13 新条例附則第十二条の二の五の規定は、平成二十二年一月一日以後に県民税の納税義務者が交付を受ける同条第一項に規定する源泉徴収選択口座内配当等(次項において「源泉徴収選択口座内配当等」という。)について適用する。

14 新条例附則第十二条の二の五第二項の特別徴収義務者が県民税の配当割の納税義務者に対して平成二十二年一月一日から同年十二月三十一日までの期間内に交付をする源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額を計算する場合において、当該源泉徴収選択口座内配当等に係る源泉徴収選択口座(同項に規定する源泉徴収選択口座をいう。)につき地方税法等の一部を改正する法律(平成二十年法律第二十一号。以下「平成二十年改正法」という。) 附則第三条第十六項各号に掲げる金額があるときは、当該源泉徴収選択口座内配当等について徴収して納入すべき県民税の配当割の額は、新条例附則第十二条の二の五第三項の規定にかかわらず、地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令(平成二十年政令第五十二号。以下「平成二十年改正令」という。) 附則第三条第十項の規定により、平成二十年改正令附則第三条第九項に規定する金額を源泉徴収選択口座内配当等に係る特定配当等の額とみなして新条例第四十七条の九の規定を適用して計算した金額とする。

15 新条例附則第十二条の二の六の規定は、平成二十二年度以後の年度分の個人の県民税について適用し、平成二十一年度分までの個人の県民税に係る

旧条例附則第十二条の二の五第一項の規定による譲渡所得等の金額の計算については、なお従前の例による。

16 平成二十二年一月一日から同年三月三十一日までの間における新条例附則第十二条の二の六第六項の規定の適用については、同項中「の規定の適用について」とあるのは「及び附則第十二条の二の三の規定の適用について」と、「とする」とあるのは「と、附則第十二条の二の三中「計算した金額」とあるのは「計算した金額（附則第十二条の二の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする」とする。

17 県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日前に行った旧条例附則第十二条の二の三に規定する上場株式等の譲渡に係る同条に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額に対して課する平成二十一年度分までの個人の県民税については、なお従前の例による。

18 県民税の所得割の納税義務者が平成二十一年一月一日から平成二十二年十二月三十一日までの間に平成二十年改正法第一条の規定による改正後の地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号。以下「新法」という。）附則第三十五条の二の六第二項に規定する上場株式等（以下この項において「上場株式等」という。）の譲渡（新法附則第三十五条の二の二第二項に規定する譲渡をいう。）のうち租税特別措置法第三十七条の十二の二第二項各号に掲げる上場株式等の譲渡をした場合には、当該上場株式等の譲渡による事業所得、譲渡所得及び雑所得（同法第三十二条第二項の規定に該当する譲渡所得を除く。）については、新条例附則第十二条の二第一項前段の規定により同項前段に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額のうち当該上場株式等の譲渡に係る事業所得の金額、譲渡所得の金額及び雑所得の金額として平成二十年改正令附則第三条第十三項の規定により計算した金額（以下この項において「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」という。）に対して課する県民税の所得割の額は、新条例附則第十二条の二第一項前段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める金額に相当する金額とする」とする。

一 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額（上場株式等に係る譲渡所得等の金額（次項の規定により読み替えて適用される新条例附則第十二条の二第四項の規定により読み替えて適用される新条例第三十四条の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）をいう。以下この項において同じ。）が五百万円以下である場合 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額の百分の一・二に相当する金額

二 上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額が五百万円を超える場合 次に掲げる金額の合計額

(一) 六万円

(二) 当該上場株式等に係る課税譲渡所得等の金額から五百万円を控除した金額の百分の二に相当する金額

19 前項の規定の適用がある場合における新条例附則第十二条の二第四項の規定の適用については、同項第二号中「とする」とあるのは、「（当該株式等に係る譲渡所得等の金額のうち）に秋田県県条例の一部を改正する条例（平成二十年秋田県条例第三十六号）附則第十八項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額がある場合には、当該株式等に係る譲渡所得等の金額から当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額を控除した残額又は当該上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする」とする。

20 新条例附則第十二条の二の六第四項の規定の適用がある場合における第十八項の規定の適用については、同項中「計算した金額」とあるのは、

「計算した金額（新条例附則第十二条の二の六第四項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

21 新条例附則第十二条の三第三項の規定の適用がある場合における第十八項の規定の適用については、同項中「計算した金額（とあるのは、「計算した金額（新条例附則第十二条の三第三項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額。」とする。

22 旧条例第三十条第一項第四号に規定する法人でない社団又は財団に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

23 新条例第四十四条の規定（同条第一項の表第一号（一）に掲げる法人に係る部分に限る。）は、平成二十年度以後の年度分の法人の県民税の均等割について適用し、平成二十年改正法第一条の規定による改正前の地方税法（以下「旧法」という。）第五十二条第二項第三号に掲げる公共法人等に対して課する平成十九年度分までの法人の県民税の均等割については、なお従前の例による。

24 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から平成二十年十一月三十日までの間における新条例第四十四条第一項の規定の適用については、

（三）一般社団法人（非営利型法人（法人税法第二条第九号の二に規定する非営利型法人をいう。以下この号において同じ。）に該を除く。）及び一般財団法人（非営利型法人に該当するものを除く。）

（四）保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（一）から（三）ま同項の表第一号中 法人を除く。）

（五）資本金等の額（法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等の額（保

定する相互会社にあつては、純資産額として令第六条の二十三の二に規定するところにより算定した金額）をいう。以下同じ。
法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び四に掲げる法人を除く。以下この表において同
本金額の額が千円以下であるもの

当するもの

（三）保険業法（平成七年法律第百五号）に規定する相互会社以外の法人で資本金の額又は出資金の額を有しないもの（一）ま
を除外。）

（四）資本金等の額（法人税法第二条第十六号に規定する資本金等の額又は同条第十七号の二に規定する連結個別資本金等
とあるのは、
定する相互会社にあつては、純資産額として令第六条の二十三の二に規定するところにより算定した金額）をいう。以

（一）を有する
法人（法人税法別表第二に規定する独立行政法人で収益事業を行わないもの及び（三）に掲げる法人を除く。以下この表に
じ。）で資
本金額の額が千円以下であるもの

及び(二)に掲げる法人

の額(保険業法に規定する。)

下同じ。)を有する

において同じ。)で資

(事業税に関する経過措置)

25 新条例附則第十四条の二の三の規定は、平成二十年十月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)については、なお従前の例による。

26 新条例第四十八条の規定は、平成二十年十二月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。以下この項において同じ。)による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)について適用し、同日前に開始した事業年度に係る法人の事業税及び同日前の解散による清算所得に対する事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配により納付すべき法人の事業税を含む。)については、なお従前の例による。

(不動産取得税に関する経過措置)

27 新条例第六十三条及び第七十六条の七の規定は、平成二十年四月一日以後の不動産の取得に対して課すべき不動産取得税について適用し、同日前の不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

28 平成二十年五月一日前の旧条例第七十三条第一項第四号に該当する場合における当該土地の取得及び旧法附則第十一条第三十項に規定する不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

29 平成二十年十二月一日前の一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平成十八年法律第五十号)第三十八条の規定による改正前の民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の法人による不動産の取得に対して課する不動産取得税については、なお従前の例による。

(自動車税に関する経過措置)
30 新条例附則第十九条の規定は、平成二十年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成十九年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

(狩猟税に関する経過措置)
31 新条例附則第二十五条の規定は、平成二十年四月一日以後に狩猟者の登録を受ける者に対して課すべき狩猟税について適用し、同日前に狩猟者の登録を受けた者に対して課する狩猟税については、なお従前の例による。

(工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)
32 工業等導入地区及び同意集積区域における県税の課税免除に関する条例(昭和五十九年秋田県条例第三号)の一部を次のように改正する。
附則中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 当分の間、平成二十年十月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)については、第二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第五十一条第一項各号」とあるのは、「附則第十四条の二の三の規定により読み替えて適用される第五十一条第一項各号」とする。

(半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例の一部改正)
33 半島振興対策実施地域における県税の不均一課税に関する条例(平成元年秋田県条例第八号)の一部を次のように改正する。
附則中第五項を第六項とし、第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 当分の間、平成二十年十月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散(合併による解散を除く。)による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。)についての第二条の規定の適用については、同条中「及び第五十五条の三」とあるのは、「第五十五条の三及び附則第十四条の二の三」と、同条の表中「第五十一条」とあるのは「附則第十四条の二の三の規定により読み替えて適用される第五十一条」とする。

(過疎地域における県税の課税免除に関する条例の一部改正)

34 過疎地域における県税の課税免除に関する条例(平成十二年秋田県条例第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第一号中「第四項各号」を「第三項各号」に改める。

附則中第九項を第十項とし、第四項から第八項までを一項ずつ繰り下げ、第三項の次に次の一項を加える。

4 当分の間、平成二十年十月一日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税及び同日以後の解散（合併による解散を除く。）による清算所得に対する法人の事業税（清算所得に対する法人の事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部の分配又は引渡しにより納付すべき法人の事業税を含む。）についての第二条第一項第一号の規定の適用については、同号中「第五十一条第一項各号」とあるのは、「附則第十四条の二の三の規定により読み替えて適用される第五十一条第一項各号」とする。

（秋田県水と緑の森づくり税条例の一部改正）

35 秋田県水と緑の森づくり税条例（平成十九年秋田県条例第九十二号）の一部を次のように改正する。

第三条の見出し及び同条第一項中「法人等」を「法人」に改める。

附則第二項中「及び第四号」を削り、「法人等」を「法人」に改める。

秋田県条例第三十七号

秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例の一部を改正する条例

秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例（昭和五十一年秋田県条例第三号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「並びに同項第五号」を、「同項第五号に掲げる事項並びに同項第六号」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の秋田県県税に関する証明等手数料徴収条例第二条第二項の規定は、この条例の施行の日以後に請求する納税証明書の交付に係る手数料について適用し、同日前に請求した納税証明書の交付に係る手数料については、なお従前の例による。

秋田県条例第三十八号

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

中心市街地における県税の不均一課税に関する条例（平成十四年秋田県条例第一号）の一部を次のように改正する。

第二条中「平成二十年三月三十一日」を「平成二十二年三月三十一日」に改める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例による改正後の中心市街地における県税の不均一課税に関する条例の規定は、平成二十年四月一日から適用する。

秋田県条例第三十九号

市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を改正する条例

第一条 市町村への権限移譲の推進に関する条例(平成十六年秋田県条例第七十一号)の一部を次のように改正する。

別表第八十五第九号(六)中「及び第二項」を「から第三項まで」に改め、同号(九)中「書換え交付」を「書換え交付」に改め、同表第二十号(三)中「第三項」を「第五項」に改め、同号(四)中「第四条」を「第六条」に改め、同号(五)中「第五項」を「第八項」に、「書換え交付」を「書換え交付」に改め、同号(六)中「第六項」を「第九項」に改め、同号(七)中「第六項」を「第九項」に改め、同表第二十五号(九)を(十)とし、(六)から(八)までを一つずつ繰り下げ、(五)の次に次のように加える。

(六) 温泉法の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百一十一号)附則第六條の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認の申請の受理

第二条 市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部を次のように改正する。

別表第八十五第二十五号中「第二百二十五号」の下に「。以下この号において「法」という。」を加え、「温泉法施行条例(平成十二年秋田県条例第六十九号)を「秋田県温泉の管理及び温泉法関係手数料の徴収に関する条例(平成二十年秋田県条例第四十四号)」に改め、同号(一)中「温泉法」を「法」に改め、同号(二)中「温泉法」及び「同法」を「法」に改め、「第十一条第二項」の下に「(法第三十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「第三項」を「法」に改め、同号(三)中「温泉法」を「法」に改め、「及び第七項」を削り、「これらの規定を同法」を「法」に改め、「第十一条第二項」の下に「(法第三十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「第三項」を、「含む。）」の下に「及び第十四条の三第一項」を加え、同号(六)及び(七)を削り、同号(五)中「温泉法」を「法」に改め、「による」の下に「温泉の」を加え、同号(五)を(七)とし、同号(四)中「温泉法」及び「同法」を「法」に改め、「第十一条第二項」の下に「(法第三十五条の二第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」及び「第三項」を加え、同号(四)を(六)とし、(三)の次に次のように加える。

(四) 法第七条第一項(法第十一条第二項(法第三十五条の二第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))及び第三項において準用する場合を含む。))及び第十四条の四第一項の規定による土地の掘削等の事業の継続の承認の申請の受理

(五) 法第七条の二第二項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。))及び第十四条の七第一項の規定による掘削等のための施設の位置等の変更の許可の申請の受理

別表第八十五第二十五号(八)及び(九)を次のように改める。

(八) 法第十四条の二第二項の規定による温泉の採取の許可の申請の受理

(九) 法第十四条の五第一項の規定による可燃性天然ガスの濃度の確認の申請の受理

別表第八十五第二十五号(十)中「第五条」を「第二条」に、「ゆう出货量等の変化等」を「ゆう出路のしゅんせつ」に改め、同号(十)を(五)とし、(九)の次